

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公開番号】特開2018-70142(P2018-70142A)

【公開日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2018-017

【出願番号】特願2017-159997(P2017-159997)

【国際特許分類】

B 6 4 C 3/22 (2006.01)

B 6 4 C 1/00 (2006.01)

【F I】

B 6 4 C 3/22

B 6 4 C 1/00 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月24日(2020.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のパネル(106)と、

第2のパネル(108)と、

前記第1のパネルと前記第2のパネルとの間に連結されたリブ(202)と、

前記リブ間で翼長方向に且つ前記第1のパネルに個別に連結された非一体型の補強材であって、前記補強材は前記第1のパネルから離間されており、前記補強材と前記第1のパネルとの間の前記連結はクリップによって形成された間接的な連結であり、当該クリップによって形成された間接的な連結が、軸荷重が前記補強材によって受容されるのを防ぎつつ、前記第1のパネルの圧縮安定性を高める補強材とを含む航空機翼(104)、を備える装置。

【請求項2】

前記第1のパネル(106)は複合材又は炭素繊維強化プラスチックを含む、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記航空機翼(104)は前記第1のパネル(106)及び前記第2のパネル(108)内に前記軸荷重を保持するように構成されている、請求項1又は2に記載の装置。

【請求項4】

前記第1のパネル(106)及び前記第2のパネル(108)に連結された本体ウェブの側面(902)を更に含む、請求項1から3のいずれか一項に記載の装置。

【請求項5】

前記本体ウェブの側面(902)は複合材又は炭素繊維強化プラスチックを含む、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記本体ウェブの側面(902)は航空機(100)の胴体(101)の側面に沿って延在することができる、請求項4に記載の装置。

【請求項7】

前記本体ウェブの側面(902)が間に挟まって延在する台形固定具(904、906

)を更に含み、前記台形固定具は前記航空機翼(104)の後桁(1102)に連結され、前記軸荷重は前記第1のパネル(106)及び前記第2のパネル(108)から前記後桁まで伝達可能となる、請求項4に記載の装置。

【請求項8】

前記第1のパネル(106)と前記本体ウェブの側面(902)を連結するスライスプレートを更に含む、請求項4に記載の装置。

【請求項9】

各補強材の端部とリブ(202)とを連結するブラケットを更に含み、前記ブラケットは材料特性又は前記ブラケットの可撓性に基づいて、前記補強材の座屈を防ぐ、請求項1から8のいずれか一項に記載の装置。

【請求項10】

前記補強材は第1の補強材で、前記リブ(202)に連結され、前記リブ(202)間で翼長方向に連結され、且つ前記第2のパネル(108)に連結された第2の補強材を更に含み、前記第2の補強材は前記第2のパネルの圧縮安定性を高める、請求項1から9のいずれか一項に記載の装置。

【請求項11】

前記航空機翼(104)を含む航空機(100)を飛行させること、  
前記第1のパネル(106)上で軸荷重を受容すること、及び  
前記軸荷重を前記航空機の胴体(101)に配向すること  
を含む、請求項1から10のいずれか一項に記載の装置を使用する方法。